

りこんとどけ

離婚届 のこと

りこん (離婚をする) どちらかが にほんじん (日本人) のとき)

※ 2人とも がいこくせき (外国籍) の ひと (人) の 場合は、それぞれの ざいにちたいしかん (在日大使館)、りょうじかん (領事館) に き (き) 聞いてください。

りこんとどけ (離婚届) の だし方 (出し方)

けっこん (結婚) していた ひと (人) と わか (わか) けて、けっこん (結婚) の かんけい (関係) が お (お) 終わった ときに、しくちょうそん (市区町村) の やくしょ (役所) に だ (だ) 出します。

にほん (日本) の やりかた (やりかた) で、りこん (離婚) する ときは、りこんとどけ (離婚届) を だ (だ) 出して ください。

りこん (離婚) する ときは、こくせき (国籍) が ある くに (国) にも し (し) 知らせて ください。

てつづ (手続き) の ほうほう (方法) は、たいしかん (大使館) か りょうじかん (領事館) に き (き) 聞いてください。

りこん (離婚) の ための (ための) じょうけん (条件) は、くに (国) に よって (よって) ちがいます (ちがいます)。

にほんじん (日本人) は にほん (日本) の きまり (きまり) で りこん (離婚) を ばあい (ばあい) 認めてもらえない場合 (場合) が あります (あります)。

がいこくせき (外国籍) の ひと (人) は、じぶん (自分) の くに (国) の きまり (きまり) で りこん (離婚) を 認めて (認めて) もらいます (もらいます)。

(1) とど (届) ける (届) とき (時)

いつでも。さいばんしょ (さいばんしょ) が き (き) 決めた りこん (離婚) のときは、りこん (離婚) が き (き) 決まった日 (日) から ひ (ひ) 10日間 (10日間) が す (す) 過ぎる (過ぎる) まえ (まえ) 前 (前)。

さいばんしょ (さいばんしょ) が き (き) 決めた りこん (離婚) は、ちようていりこん (調停離婚) といいます (いいます)。

りこん (離婚) に ついて (ついて) の ことば (ことば) (離婚に ついての 言葉)

- ・調停離婚 (ちようていりこん) ・和解 (わかい)、
- ・認諾 (にんだく) ・審判離婚 (しんぱんりこん)
- ・判決離婚 (はんけつりこん)

とど
(2) 届ける ひと

けっこん り さいばんしょ き りこん さいばん はじ ひと
結婚していた2人。(裁判所が 決めた 離婚は、裁判を 始めた 人)

とど
(3) 届けるところ

けっこん り さいばんしょ き りこん さいばん はじ ひと
結婚していた 2人のうち、どちらか ひとりの 住 所が あるところ、また ほんせき

あるところの しゅくちやうそん やくしよ
あるところの 市区 町 村の 役所

とど で ばしよ
(届け出 する 場所)

にしのみやしやくしよ しみんか こせきたんとう
西 宮 市役所 市民課 戸籍担当 0798-35-3128

がいこくじんとうろくたんとう
外国人登録担当 0798-35-3104

かくししよ さーびすせんたー ど にち しゆく うけつけ
各支所、サービスセンター (土・日・祝 は受付していません)

あくたにしのみやすてーしよん
アクタ西宮ステーション

ひつよう しよるい
(4) 必要な書類

りこんとどけしよ
①離婚届書

やくしよ しょうめいしよ りこん しょうめい しょうにん さいん
役所などに あります。この 証明書には、離婚を 証明する 証人が サイン

しよめい
(さいん=署名) して、

いんかん お しょうにん さいいじやう ひとり
印鑑を 押します。証人は 20歳以上の 人 2人です。

こせきぜんぶじこうしょうめいしょ

②戸籍全部事項証明書

にほんじん ひつよう
日本人は 必要 です

こくせき しょうめい しょうい

③国籍を 証明する 書類

ばすぽーと
パスポートなど

こんいん かくにん しょうい

④婚姻が 確認できる 書類

がいこくじんふうふ ばあい ひつよう
外国人夫婦の 場合は 必要です。

ほんにん かくにん しょうい

⑤本人を 確認できる 書類

うんでんめんきょしょう
運転免許証、パスポート（ばすぽーと）など

ちょうてい わかい にんだく ちょうしょ とうほん さいばん しんばん はんけつしょ さいばん

⑥調停（和解・認諾）調書の謄本 または 裁判（審判）の判決書（＝裁判などで

き 決まったことが か 書いてある書類） および かくていしょうめいしょ さいばんしょ りこん せいりつ
確定証明書（裁判所で 離婚が 成立した とひつよう
きだけ 必要です。ばあい とどけでしょ なか しょうにん りこん あいて しょうめい
この場合は、届出書の中へは 証人と 離婚する 相手の 署名は いりません。）しくちょうそん とど で とど で ほうほう さーびす しゅるい しょうい
※ 市区町村によって、届け出する ところ、届け出の 方法、サービス（さーびす）の種類、書類なまえ
の名前が ちがう ことが あります。くわ にほんご ひと いっしょ き
※ 詳しいことは、日本語が わかる人と 一緒に 聞いてください。ちゅうちようきざいりゅうしゃ ひと はいぐうしゃ かぞくたいざい とくていかつどう にほんじん
中長期在留者 の人の うち 配偶者として 「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人のはいぐうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃ しかく もって にほん す ひと
配偶者など」および 「永住者の 配偶者など」の 資格を 持って 日本に 住んでいる 人はいぐうしゃ りこん はいぐうしゃ し ばあい にち いない す ちいき
が、配偶者と 離婚したり。配偶者が 死んだ 場合には、14日 以内に 住んでいる 地域に

せいかつの いろいろなこと （にしのみやしの ばあい）

ある ^{ち ほうしゆつにゆうこくざいりゆうかんり かんしよ} ①地方 出 入 国 在 留 管理官署 ^い へ ^{とうきょうしゆつにゆうこくかんり きょく} 行くか、^{ゆうそう} ②東京 出 入 国 管理局 への 郵 送
による ^{とど} 届け出が ^{ひつよう} 必要です。

てつづ ^{ほうほう} 方法は、^す 住んでいる ^{ちいき} 地域の ^{しゆつにゆうこくざいりゆうかんり きょく} 出 入 国 在 留 管理局 に ^{たずね} てください。